

社会医療法人財団聖フランシスコ会

姫路メディカルシミュレーションセンターひめ MARIA®

# 利用規約

## 1. 趣旨

利用規約（以下、本規約という）は、姫路メディカルシミュレーションセンターひめマリア®（以下、本センターという）での安全かつ有効な学習のため、利用及び施設管理に対して必要な事項を定める。

## 2. 利用対象者

本センターの利用ができる者は、次に掲げるものとする

- (1) 社会医療法人財団聖フランシス会（以下、当法人という）の職員
- (2) 医療・介護・福祉に従事する者
- (3) 医療・介護・福祉系学生（大学院生を含む）及び教員
- (4) 総務省消防庁、消防署が企画する公的活動
- (5) 本センターが企画または共催する講習会、セミナーおよびトレーニング等の参加者
- (6) その他、姫路メディカルシミュレーションセンターひめマリア® センター長（以下、センター長という）またはその代行者が認める者

なお、上記(1)～(6)に該当する者であっても、兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）および姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）に則り、両条例に規定される第 2 条第 1 号から第 6 号に該当する者は、本センターを利用することはできない。

また、本規約 11、及び管理規約第十三条に該当することが判明した場合は、本センターを利用することができない。

## 3. 利用時間

本センターの利用時間は、原則として管理規約で定める営業日・営業時間とする。

- (1) 営業日：月～日曜日（但し、休館日は除く）
- (2) 営業時間：9：00～21：00（病院休業日は 9：00～17：00）
- (3) 休館日：12 月 31 日～1 月 3 日（年末年始）  
8 月 15 日（マリアの日）  
12 月 25 日（クリスマス）

別途、センター長またはその代行者が臨時休館日および休館時間を定める場合がある。

## 4. 利用責任者

当センターを集団もしくは個人で利用しようとする者のうち、その代表者を利用責任者と称する。準備・片づけ（原状回復）を含む施設及び機器利用の一切の責任は、利

用責任者が負うものとする。利用責任者は、利用中の事故や盗難、施設及び物品の破損・汚染等がないように努めなければならない。

## 5. 利用手続き

本センターの施設および機器類を利用しようとする者は、当法人職員か否かを問わず、原則として利用しようとする日の2週間前までに定められた方法により利用申請を行い、利用許諾を得たことを確認したうえで利用する。必要書類提出・手続きが期限までに完了していない場合は、利用予約の取り消しを行うことがある。なお、本センター主催の利用開放日については、この限りではない。

利用手続きは以下の通りとする。

- イ) 利用責任者は、利用を希望する日時の施設もしくは機器の空き状況を確認する。空き状況の確認は、本センターのインターネットホームページを閲覧するか、電話もしくはEメール等で本センター担当者に確認する。
- ロ) 利用責任者は該当する「メディカルシミュレーションセンターひめ maria® 施設利用申請書」(様式1-1~4)に必要事項を記入し、FaxもしくはEメール等で本センターへ提出する。
- ハ) 本センターを利用しようとするものはすべて、事前に「姫路メディカルシミュレーションセンターひめ maria® 使用に関する誓約書」(様式2)に自署にて署名を行い、本センターに提出する。
- ニ) 本センター担当者から、利用の可否について連絡する。
- ホ) 利用責任者は、利用前もしくは使用時に、当センターの利用者名簿にすべての利用者の氏名・所属を記載するか、もしくは名簿を提出する。
- ヘ) 利用終了後、本センター担当者の立会いの下、施設及び機器の状況について確認を行い、「姫路メディカルシミュレーションセンターひめ maria® 施設使用後チェックリスト」(様式3)もしくは「同 機器使用後チェックリスト」(様式4)に署名を行う。複数の施設及び機器を使用した場合には、使用した施設及び機器ごとに確認を行い、各チェックリストに署名する。

## 6. 時間外利用手続き

本センターを営業時間外もしくは本センター職員が不在の時間に利用する場合は、以下の手続きに従う。本センター職員が営業時間外に在所している場合であっても、原則として本項目が適用される。

- イ) 時間外に施設及び機器の利用を希望する者は、4. 利用手続きのイ) ロ) ハ) ニ) に従い事前に利用申請を行う。
- ロ) 利用時には、利用者は各人ごとにセキュリティーチェックを行った後、時間外利用者名簿に各人ごとに必要事項を記載する。

- ハ) 利用終了後、利用責任者を含む利用者2名で施設及び機器の状況について確認を行い、破損・紛失・汚染がないことを確認し、「姫路メディカルシミュレーションセンターひめ maria® 施設使用後チェックリスト」(様式3)もしくは「同機器使用後チェックリスト」(様式4)に確認者のチェック及び署名をしたのち、センター受付のポストに投函する。
- ニ) 利用状況に不備や確認事項があれば、後日、本センター担当者から利用責任者に連絡をする。

## 7. 利用料金

本センターを利用する者は、別途定める施設の使用料金を期日までに指定金融機関の口座に振り込み、もしくは本センター窓口で現金にて支払うこと。ただし、本センター主催の講習会等の参加者についてはこの限りではない。

## 8. 厳守事項

本センターを使用する者は、上記に定める事項に加えて以下に定める事項を厳守しなければならない。

- ① 準備や講習会の運営は、原則利用者が行うこと。
- ② 機器・備品は丁寧に取り扱い、整理整頓・原状復帰を心掛けること。
- ③ 使用終了後は消灯・空調機の管理・窓の施錠を行うこと。
- ④ 申し込みをした施設・機器類以外は使用しないこと。
- ⑤ 本センター所有の消耗品・衛生物品等を使用しないこと。
- ⑥ 許可された目的以外での使用または第三者に転貸しないこと。
- ⑦ 本センターの機器・備品等の施設外持ち出し、貸出は原則禁止とする。
- ⑧ 利用責任者は機器等の操作方法を習得しているものであること（初回利用する場合は、事前にその旨を本センター担当者に伝え、必要に応じ事前に使用方法を習得すること）。
- ⑨ 利用時間を厳守すること。
- ⑩ 他の利用者の学習を妨げる行為はしないこと。
- ⑪ 本センター内での飲食は所定の場所以外では禁止とする。
- ⑫ 本センター内は全面禁煙とする。
- ⑬ 貴重品および金銭等は、利用者が責任を持って管理すること。
- ⑭ 本規約、別途定める本センター管理規約及び当法人の諸規約を遵守すること。

## 9. 破損・紛失等の場合

故意・過失の別なく機器や設備等を滅失、損傷もしくは汚損した場合は、ただちに本センター担当者に報告しなければならない。また、原状回復に係る損害実費を請求する

場合がある。

#### 10. 利用中止

本センターの施設や機器の利用を願い出たものが、その利用を中止しようとする場合は、速やかに本センター担当者に直接申し出なければならない。

#### 11. 利用許可の取り消し、制限、及び停止

センター長またはその代行者は、下記内容に該当することが判明した場合、当センター管理規約に基づき、事前の予告なく利用許可の取り消し、利用制限、利用停止を命じることができる

- ① 公序良俗に反する行為、並びに犯罪に結びつく行為
- ② 特定の宗教活動（但し、当法人と聖フランシスコ病院修道女会は除外する）
- ③ 特定の政治活動、その類似行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
- ④ 医療、介護、福祉に無関係な思想活動
- ⑤ 当法人理事長の許可なく、当法人職員個人、または当法人職員集団が、個人的、集団的に得た利益の享受や分配が行われる活動や事業
- ⑥ 当法人や本センターと無関係な商品販売や販売勧誘活動
- ⑦ 利用申し込みにおいて虚偽の申請があった場合
- ⑧ 利用理由が施設（各部屋、ホール）の本来目的と異なる団体、集団、個人の場合
- ⑨ 利用者が県、市の暴排条令の対象となる個人、集団の場合
- ⑩ 当法人もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する場合
- ⑪ 有害なコンピュータプログラム等を送信、または書き込む行為
- ⑫ 当法人もしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ⑬ その他、当法人、センター長またはその代行者が利用不適切と判断した場合

#### 12. 免責

利用者の故意または過失によって事故が生じた場合、または利用者が盗難等の被害にあった場合の責任は、本センターに明らかな過失があると認められる場合を除き、当該利用者が負うものとし、本センターは一切の責任を負わないものとする。忘れ物・放置物については、原則 4 週間保管した後に処分する。（管理規約に準拠する）

以上

(附則) 本規約は平成 27 年 12 月 1 日より実施する。